「町報こうふ」への掲載に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、江府町内に所在し、地域で活動している組織・団体（個人不可）が、

町が発行する町報こうふ（以下「広報誌」という。）に掲載するイベント、講座、会議及び

募集（以下「イベント等」という。）の案内の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとす

る。

（掲載できる記事の範囲）

第２条　広報誌に案内を掲載することができるイベント等は、次の各号のいずれかに該当

するものとする。

　（１）町又は町教育委員会が後援しているもの

　（２）町以外の官公庁が主催・共催・後援・推薦している事業で、営利を目的としない

もの

　（３）前各号に該当するもののほか、特に町民の便益に供すると判断できるもの

２　次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。

　（１）町の品位、公共性又は公益性を損なうおそれがあるもの

　（２）営利目的の宣伝又は広告活動になるもの

　（３）政治活動、宗教活動又は選挙活動になるもの

　（４）個人の宣伝になるもの

　（５）掲載意図及び内容が明確でないもの

（６）虚偽の内容を掲載するもの

　（７）前各号に掲げるもののほか、町が掲載を不適当と認めたもの

（掲載する記事の優先順位）

第３条　広報誌に掲載する記事は、町が主催・共催する記事を優先する。

２　次に優先するものは、次の各号の項目を多く満たすものから掲載するものとする。ただし、同一主催者のイベント等の案内で、過去２か月以内に掲載したものはこの限りでない。

　（１）町及び町以外の官公庁が後援するイベント等に関するもの

　（２）参加費又は会費が無料のイベント等に関するもの

　（３）開催地が町内であるもの

　（４）町民生活に有益な内容であるもの

（掲載の申込み）

第４条　広報誌に掲載を申請する者（以下「掲載申請者」という。）は、別紙様式１に記入し原稿等を添えて掲載希望月の前月第２金曜日までに、江府町役場総務課に提出しなければならない。

（了解事項）

第５条　掲載申請者は、次のことを了解するものとする。

　（１）掲載記事は町ホームページから閲覧できること

　（２）会員名簿や活動状況についての書類の提出を求めた場合、それに応じること

　（３）掲載の可否及び掲載希望月の変更については、町に一任すること

　（４）掲載記事は、町において編集すること

（責任事項）

第６条　掲載申請者は、次のことに責任を負うものとする。

（１）掲載内容の一切について

（２）掲載によって問題が発生した場合は、自己の組織・団体の責任で解決すること

（３）掲載内容の問い合わせについては、自己の組織・団体の責任で対応すること

附　則

この規程は、平成３１年４月２３日から施行する